

第 50 回 高知県地方薬事審議会

日 時：令和 4 年 3 月 23 日（水） 18：30～20：30

場 所：高知県教育会館高知城ホール 2 階大会議室

1 開会

2 議事録署名人の選出

3 報告事項

(1) 最近の薬務行政について

(1) について事務局から説明があった。

また、委員から以下のとおり質問があった。

(委員)

献血者の確保に関して、血液の廃棄量というものは把握をされているのか。また、一度医療機関へ供給した血液は回収不可能か。

(事務局)

主要な輸血等を行う医療機関における廃棄量、廃棄率というのは年々下がってきており、ゼロということではないが、徐々に改善されてきている。

また、血液センターから医療機関へ一旦供給された血液製剤は、回収できない。

(委員)

広島血液センターから主要な病院へ血液を配送し、当該病院でストックするような、設備投資はできないか。

(事務局)

備蓄の問題に関しては、交通の利便性が良くなったこともあり血液センターからの供給が行き届いているため、積極的に備蓄を増やしている病院というところはあまりない。病院によっては、医師の要望があり備蓄を増やしたというところはあるが、血液の廃棄量が増える問題があるため、治療に支障のない範囲の備蓄に各病院が努めている。

(委員)

高知大学に敷地内薬局ができているが、敷地内薬局のあり方について県はどう考えているのか。

(事務局)

薬局の機能を充実させるための取組みとして、長寿県構想の中でも事業を進めてきているところであり、県として、敷地内薬局を積極的に進めるような体制は現在のところっていない。

2月議会においても県立病院の敷地内薬局の設置についての質問があったが、現状その必要性は考えていないと回答したところ。

(委員)

県としては、敷地内薬局の必要性というものについて前向きな考えか。それとも、後ろ向きな考えか。

(事務局)

患者の利便性等もあり、様々な意見があるところだが、今のところ、敷地内薬局を積極的に進めていこうという体制ではない。

(委員)

患者の利便性は確かに一番大事なことだが、それを無視して国が医薬分業に踏み切ったのか。また、県としてそれをどう受け止めているか。

(事務局)

医療機関と薬局・薬剤師がともに持てる力を発揮するためには役割分担するという理念のもとに医薬分業が進んできたと理解している。

(委員)

患者の利便性という観点を無視して医薬分業が始まったと認識しており、患者の利便性ということを大義名分として敷地内薬局を進めるのはあり得ないと考える。

(事務局)

薬局の許認可については、その基準等に照らし合わせて、適合していれば、県として薬局を許可しなくてはならない立場であるが、県民の健康サポート機能の強化につながる取組み等を進めることで薬局にはその機能を発揮していただきたいと考えている。敷地内薬局については、今のところ、県として前向きには捉えてはいないところである。

(委員)

利便性をもって許認可することだけはやめていただきたい。これまで敷地内薬局に対してペナルティをかけ、抑制してきていた中で、なぜ、ここにきて考え方が変わったのか。そのことについての違和感をしっかり捉えてもらいたい。

全ての制約が取り払われ、条件が整えば許認可するという考え方ではなく、しっかりと問題視して対応してもらいたい。

(事務局)

県としても、いただいた意見の主旨を踏まえて対応していきたいと考えている。

(委員)

先ほど委員の方から話のあった血液の備蓄について、過去に災害関係の予算で医療センターに冷凍庫を買ったという話があったかと思う。これにより災害に備えての備蓄というのは保障されていると思うが、事務局からこれについて補足はないか。

(事務局)

災害時の緊急用の血液の備蓄用の保冷庫ということで、医療センター等県下8箇所の病院に緊急時に血液をストックできる保冷庫を県の補助で置かせていただいている。災害時は、そちらのほうにセンターから血液を運び、そこを中心に地域の災害時の輸血を供給するというスキームになっている。

(委員)

薬物乱用対策について、若年層の薬物乱用が増えてきているが、コロナ禍で中学生、高校生への薬物乱用防止教室が十分できていないという報告もあった。コロナ禍はまだまだ続くと思われるので、オンラインを活用する等、継続的な若年層への啓発等働きかけをしていく必要があると思うが来年度以降どのようにされる予定か。

(事務局)

これまでは、学校に薬物乱用防止推進員等が訪問し直接薬物乱用防止教室を実施していたが、今後はWebとの併用等工夫して実施していきたいと考えている。また、啓発資材の学校での配布等を継続する等、学校側へ働きかけていきたいと考えている。

(委員)

登録販売者試験について、以前は四国4県は四国ブロックとして試験問題を作成していたが、途中から徳島県は関西広域連合へ加わり、今度は他3県が中国・四国ブロックの中に入ったことについて、その理由をお聞きしたい。

(事務局)

当県だけに限らず全国的に、国が統一試験を実施してもらいたいという意見を持っており定期的に提言しているところ。国はできるだけ広域的にブロック化して試験を実施することを考えている。本県においては、ブロック化についてメリット、デメリットを考慮した結果、中国地方と一緒に実施することとなった。

(委員)

登録販売者試験の合格率が、令和元年の25%から令和2年度は39.7%まで上がっているが、これは何か特別な事情があるか。

(事務局)

はっきりとした理由は分からない。

(委員)

登録販売者試験というのは、厚生労働省が作成した「登録販売者試験の手引き」に沿った形で出題しなければならないことになっているが、直近が平成30年度作成版となっており、平成30年以降かなり法改正が行われているもののその内容が反映されてない。その結果、出題が重なってくると、問題がパターン化し、結果的に合格しやすい傾向があるように思う。

厚生労働省の担当者には、本手引きを更新してほしい旨伝えているところ。

(2) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定状況について

(2) について事務局から説明があった。

また、委員から以下のとおり質問があった。

(委員)

患者のための薬局ビジョンについて、これが本当に患者のためになるのか。高度な薬剤管理機能を持った薬局へ行くと、調剤料が上がるのではないか。また、地域連携薬局において、サービスを受けると調剤料が上がるのではないか。

(事務局)

診療報酬上、地域連携薬局の認定要件に近い加算があり、この条件と全く合致するということではないが、地域連携体制加算である程度の加算がついている薬局もある。

(委員)

加算があるということについては、県民に周知したうえで、認定薬局の制度を進めていくべきと考える。地域連携薬局の要件として月 30 回の医療機関への情報提供が求められているが、回数を要件とするのは意味がないのではないか。

また、登録販売者の制度についても、認定するにあたり一定の質を保障するために試験を実施していると思うが、適正な問題を作成できているのか等、問題を作ることが目的ではなく、全体を考えて施策を進めていただければと思う。

(事務局)

いただいた意見を参考にさせていただく。

(委員)

消費者が利用する薬局として、高知家健康づくり支援薬局、健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局など様々あるがその違いが分かりづらいため、この薬局はこういう場合に利用する等、消費者に分かりやすい利用方法を示す等、マスコミ等も活用し、しっかりと広報していただきたい。

県民に周知されないと、単に専門家だけの制度で走ってしまって患者は置き去りになるのではないか。

(事務局)

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局については、薬局において認定を受けている事を表示することとなっている。また、広報については、国とも連携しながら効果的な周知方法等検討を進めていきたい。

あわせて、当課のホームページの見直しについても進めていきたい。

(委員)

ICT や電子版お薬手帳の現在の活用状況はどの程度か。

(事務局)

ICT を活用した患者情報の共有については、医療機関、薬局が共有できるようなしくみを国の方で進めているところ。

また、そのような仕組みが確立するまでの間は電子版お薬手帳を活用しながら、患者の服薬情報を共有し、重複投薬の是正等を図っているところ。他、電子版お薬手帳は災害時にも活用できるという点で普及啓発を進めている。

なお、普及率のデータについては、各社が出している複数のアプリの使用状況の算出や指標の設定については難しいところがあり、把握が難しい状況である。

(委員)

普及率についても把握し、取組みが絵に描いた餅にならないよう、ある程度の普及率を達成できるように考えられたほうが良いと思う。

(委員)

何かの広報ページで、消費者が薬局を利用する際はかかりつけ薬剤師・薬局等を活用し薬の一元管理をすることをうたっていた。このような広報が進めば、薬の重複も少なくなり、また、電子版お薬手帳の普及にもつながっていくと思う。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

(委員)

健康サポート薬局の機能に健康相談対応、受診勧奨を挙げているが、どういう方を対象としているのか。

(事務局)

薬局に来られた方に対応することになるが、受診勧奨でいえば、例えば一般用医薬品を買いに来られた方で薬剤師さんの方がお話を伺っていく中で、一般用医薬品では対応できないだろうというような患者もいるので、そのような方については、医療機関の受診勧奨を促すことが考えられる。

(委員)

薬局に来られた方というのは、処方箋を持参してない方ということか。

(事務局)

処方箋を持参してない方や、処方箋を持ってこられた方の中にも、治療を受けている症状以外で気になることがあれば相談される場合もあるかと思う。また、処方箋持参なしで、いわゆる一般用の医薬品を買いに来られた方についても健康相談等される場合も考えられる。

(委員)

調剤薬局へ来られる方というのは普通、医療機関でサポートを受けたうえで来局すると思うが、薬局では何をサポートするのか。

(事務局)

処方箋調剤の他に、通常健康相談を気軽にしてもらえるところが欲しいというニーズがあり、例えば軽度の高血圧等について薬局で相談を受けることができるような体制づくりを目指している。

郡部などの病院等医療資源が少ない地域もあるため、健康相談の一翼を薬局にも積極的に担っていただきたいと考えている。

(委員)

薬剤師会の会員薬局によく言っていることだが、健康相談は、サポート薬局等の認定の取得にかかわらずやらなければいけないことであり、また、薬局ビジョンで掲げている内容も認定取得と関係なく薬局が本来やらなければいけないことである。地域連携薬局の認定については、数の問題ではなく一般用医薬品も含めすべての医薬品の一元管理や相談対応等の薬局機能の中身についてしっかりと確認していただきたい。

また、薬局・医療機関等において患者情報の共有ができるよう、あんしんネットの普及等により、患者情報の一元化を県の方で進めてもらいたい。

この審議会は、地域連携薬局の認定に対してどういう役割があるのか。県が認定した薬局について報告を受けるだけなのか、認定に対してこちらから意見具申できるのか。

(事務局)

患者情報の共有については、あんしんネット、はたまるネット、高知家@ラインをつなげて一元化するという検討は進められていると聞いている。

地域連携薬局の認定については、国の基準等に照らし合わせ、適合していれば認定することになる。

審議会においては、認定結果をふまえ、認定基準等について国に対する意見、提言をいただけたらありがたい。

(委員)

国の基準に基づき県が認定すると思うが機械的に審査をするというのではなく、その中身をしっかりと検証しながら認定等をお願いしたい。

(3) 日本一の健康長寿県構想事業について

(3) について事務局から説明があった。

また、委員から以下のとおり質問があった。

(委員)

薬学部が6年制になったのは、どういう経緯か。

(事務局)

臨床実習や長期実習が必要ということで6年制になったと記憶している。

(委員)

6年制を卒業した薬剤師は、4年制(旧課程)の薬剤師と違いがあるか。

(事務局)

5年次に、薬局と医療機関でそれぞれ11週間の長期実習を受講しているため、即戦力となる薬剤師が出てきていると思う。

(委員)

ジェネリック医薬品使用促進について、令和3年10月時点でジェネリック医薬品の使用割合が高知県は79.2%で全国44位、全国平均が81.7%とあるが、平均と比較して大きく遅れているわけではないので、県はそれほど危機感を抱かなくてもいいのではないかと。

また、薬剤師確保について、需給バランスが崩れつつあるということだが、歯科医師も同じような現象が起こっており、主管課とも協議を予定しているが、本日の内容は非常に参考になった。

(事務局)

ジェネリック医薬品の国の目標の80%まであと一息というところまで来ている。県としては、国の目標の80%に近づくよう、施策を進めているというところで評価をいただければと思う。

薬剤師確保については、都市部における薬局には、駅前薬局を中心として多くの薬剤師がいるが、医療機関、特に郡部における医療機関は、薬剤師が不足している。また、高齢化も進んでおり、しっかりとした環境を整えていく必要がある。

そういったことを踏まえて、やはり若い薬剤師に高知に帰って来てもらい、しっかりと地域に根付いていただくために、まずは奨学金に係る支援について、来年度検討を進めていきたい。

(委員)

若者が高知に帰って来るということになると、人口減少の歯止めにもつながり、いわゆる少子化問題の解消につながると考えられるため、ぜひとも本会だけではなくこういった取組みをどんどん広げて展開していただけたらいいと思う。

(委員)

今のお話に関係するが、私も薬局を経営しており、1週間に数回は紹介業者から薬剤師のあっせんの電話がかかってくる。おそらく大学レベルの病院で高知県が実施しているような事業がよく周知されていないことから、紹介業者のネット情報に飛びつく人が多いのではないかと思う。供給減に対するアプローチを今の段階からしていかなないと、商売につながる人たちは、さっさとそこに入り込むので、県は薬剤師確保策について積極的な取り組みをしているというアピールをぜひしていただきたいと考える。

(事務局)

先ほどの説明のとおり、関西地区に本県出身の学生がかなり多いため、大阪薬科大学等2校と就職支援協定を結び、就職情報をしっかりと発信をしていけるような体制を整えたところ。

また、その他、奨学金の制度化等、薬学生に帰ってきていただくための体制を作っていきたいと考えている。

(委員)

人材不足であるとか地域偏在については、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、それぞれ共通の課題となっている。郡部等、高知市以外のところへ学生が戻っていただくためのインセンティブみたいなものを県で考えているか。

(事務局)

来年度、新たに検討を進めていく取組みとして、一つは奨学金の返済支援、もう一つはキャリア形成を考えている。

キャリア形成については、大病院に協力いただき、人材交流も進めていかないとキャリア形成にはつながらないと思っている。今後は、卒後研修が欠かせないものと考えている。

4 閉会